

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	10	府省庁名	厚生労働省	
対象税目	その他（国民健康保険税）			
要望項目名	旧老人保健制度の拠出金に係る経過措置の延長			
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>旧老人保健制度（平成20年度に後期高齢者医療制度が施行されたことに伴い老人保健制度は廃止されたが、施行日以前の医療に要した費用等について、旧老人保健法の規定に基づき支払われることとされている）</p> <p>（参考）老人保健制度の概要</p> <p>旧老人保健制度は、市町村が、75歳以上の高齢者に対して医療の実施等を行う制度であり、その医療給付費の一部を保険者（国民健康保険・健保組合等）からの拠出金（以下「老健拠出金」という。）により賄っていた。老人保健制度が廃止された平成20年4月以降においても、時効の中断等の理由により、過年度の給付に対する支払いを行う必要があることから、現在でも、その費用について保険者から老健拠出金を徴収している。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>国保保険者において、老健拠出金の納付に要する費用を、国民健康保険税に含めて課することとする経過措置について、その適用期限を平成27年度から平成29年度までの3年間延長する。</p> <p>※平成22年度以降の老健拠出金は、納付する年度の前々年度に支払われた、旧老人保健制度による給付に要した費用（以下単に「費用」という。）の実績に基づき、算定されることとなっており、現在の経過措置の対象は、平成24年度に支払われた費用に基づき算定される平成26年度の老健拠出金までである。</p>			
関係条文	<p>地方税法第703条の4第1項及び第3項</p> <p>健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第116号)附則第11条第1項から第5項</p>			
減収見込額	[初年度]	— ( — )	[平年度]	— ( — )
	[改正増減収額]	—		(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>旧老人保健制度の医療に要した費用等の支払いに必要な税制上の措置を延長する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>老人保健制度が廃止された平成20年4月以降においても、時効の中断等の理由により、過年度の給付に対する支払いを行う必要があることから、本経過措置を延長することは必要である。</p> <p>なお、医療費の請求自体は少数となってきている。(平成24年度は18件)</p>			
本要望に対応する縮減案	—			
	ページ	10 — 1		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策の達成目標	国保保険者において、老健拠出金の納付に要する費用を国民健康保険税に含めて賦課すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	国保保険者において、老健拠出金の納付に要する費用を国民健康保険税に含めて賦課すること。
	政策目標の達成状況	延長措置により、国保保険者は老健拠出金の納付に要する費用を国民健康保険税に含めて賦課している。
有効性	要望の措置の適用見込み	国民健康保険税を徴収している市町村 1,490 市町村（平成 22 年度末時点） ※保険料方式を採用している市町村は 233 市町村
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	— ※平成 23 年度税制改正要望では、「後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度の創設等に伴う税制上の所要の措置」の一部として要望しており、個別の達成目標は示していない。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 23 年度税制改正要望